

2012(平成24)年

神社宮当番「祭事日・お供え方法」等の細部心得

吉井の庄・住吉神社&金比羅当番記

祭事数	集合日時・場所	祭事月日	祭事箇所	お供え物 etc.	備考
①	大晦日 14:00～ 住吉神社 元旦 14:00～ 住吉神社	1月1日 正月	住吉神社全体	前日に各社の注連飾りを張り、本殿奥の祭壇を組みお供えをする。(12/31.14:00から) お酒1本、お餅3升(部落)、焼き物等、洗米(2合)、塩(少量)、お神酒用コップ、半紙30枚、シダ30枚、その他、本殿奥の祭壇=三宝3組(スルメ、お餅、乾物)とお酒1本、本殿入口=三宝2組(いりこ、洗米)とお酒1本お餅のお供え方法と場所は別紙に記載	祭壇の片付け及びお供え物の処理は1月1日.14:00からする。 「正月元旦」及び「秋祭り」の祭事詳細は別紙記載、祭壇等の作り・祀り方も参照する事
	金比羅神社		中三宝1組に洗米1合・塩少量・清水を供える(幕・幡・三宝一式は住吉神社に保管) 中三宝2組にシダを敷き、お餅二重・焼き物・乾物を奉る お供えの準備と処理方法は住吉神社祭事と同じ。その他は適宜判断する。	前日に鳥居と社殿に注連縄張り、しめ縄のサイズ・規格は別記。 祭事の片付け及びお供え物の処理は1月1日、14:00からする。	
②	2/19 7:30～ 住吉神社	2/19 厄神	厄神(八幡宮)	幕をかける(三神一体)、お酒1本、洗米(1合)、塩(少量)、お神酒用コップ、半紙10枚、その他 三宝5～6組(果物、野菜、昆布・するめ、菓子・いりこ)個人からのお供え物、三宝の皿は不用(汚れているから)代わりに半紙を折って敷く。当日の朝に幕を張り、お供えを完了する。お下げした供えものは宮当番で適宜処理する	3神の1番西・八幡宮 夕方(16:00頃)には全て撤収し 所定の場所に納入
③	7/7 8:00～ 住吉神社 7/14 7:30～ 住吉神社	7月7～14日 祇園	祇園(八坂神社)	7日に幕をかけるだけ(三神一体)、14日に祭る。 三宝5～6組、お酒1本、焼き物、野菜等、洗米(1合)、塩(少量)、お神酒用コップ、半紙10枚、その他	祭壇、お祭り、処理方法は厄神の祭りと同じ。 14日の夕方(16:00頃)には全て撤収し所定の場所に納入

祭事数	集合日時・場所	祭事月日	祭事箇所	お供え物 etc.	備考
④	7/17 7:30～ 住吉神社	7/17 <b>秋葉</b>	<b>秋葉</b> (秋葉神社)	幕をかける。幡を立てる。お酒1本、洗米、焼き物、野菜等、洗米(1合)、塩(少量)、お神酒用コップ、半紙10枚、その他 三宝3組	祭壇、お祭り、処理方法は厄神の祭りと同じ。 夕方(16:00頃)には全て撤収し 所定の場所に納入
⑤	宵宮 13:30～ 住吉神社 本宮 7:00～ 16:00頃 住吉神社	10月第1日曜 日 <b>秋祭り</b>	<b>住吉神社全体</b>	前日に土俵の注連飾りを張る、祭壇(写真参照・別紙記載)を組む、半紙50枚、紅白の水引数本、塩、洗米3合、祭壇の組み方、お供え物15台以上(写真参照)、お餅1斗3升→部落20kg+老人C15kgに変更、お酒1本、焼き物、野菜、果物等、その他 お餅のお供え方法と場所は別紙に記載及び写真参照、不明の箇所は、宮総代及び前年度の宮当番に尋ねる。さか木;60～70cm.2本(祭壇用、御輿お祓い用)30cm.8本(飾り付け用2本、玉串用6本)、玉串台を最下段中央	本宮の式典行事には接待等で在神社する事。 餅まき後に撤収し、処理方法は厄神の祭りと同じ。 (但し、清酒は部落へ、菓子・ジュースは子供会へ) 餅まきが終わった後に、全て撤収し所定の場所に納入
			<b>金比羅神社</b>	前日に社殿に幕を張り、幡を立てる(10月第一土曜日、14:00から) 幕・幡・三宝一式は住吉神社に保管 中三宝1組に洗米1合・塩少量・清水を供える 中三宝2組に半紙を敷き、お餅二重・焼き物・乾物・野菜を奉る。その他は適宜判断する。	<u>本来は3月10日と10月10日が祭日</u> 住吉神社祭事と併行して処理 祭事の片付け及びお供え物の処理は住吉神社祭事と同じで10月の第一日曜日、16:00からする

### 【引継・連絡事項】

- ①宮守の期間は、2/1～翌年の1/31迄とする。引継時には、なるべく詳細に連絡し、祭事が円滑に行われるように努める。  
お供え物は、一週間前に平川店に依頼する(該当当番代表者、支払は部落)。  
正月と秋祭りの祭事には、拝殿及び各神の神棚を清掃する(掃いてタオル掛けをする)
  - ②賽銭は、月1回以上解錠(特に行事祭事の後には必ず解錠)・収集して会計へ納入する。
  - ③洗米、塩、半紙、防虫剤、コップ等は当番負担とする。
  - ④提灯、横幕には、防虫剤等を忘れぬように入れる。
  - ⑤清め紙(紙垂・シテ)の折り方は見本を参照する。
  - ⑥注連飾りは、正月と10月の年2回とする(左縄で造る。必要な藁一回当たり5～8たば、2回で約1束)
- 【※】注連飾りは正月の年1回とする(但し、土俵の注連縄は秋祭りに装飾) 2000(H12)改正する  
注連縄の経費(神社支出)は部落負担とする。但し、発注・購入は区長の承諾を得て部落or宮守当番がする。